

白川町訓令甲第49号

府中一般
各出先機関

白川町地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月15日

白川町長 佐伯正貴

白川町地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)運営規程の一部を改正する訓令
白川町地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)運営規程(令和6年白川町訓令甲第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(センターの名称等) 第4条 介護予防支援等を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 所在地 岐阜県加茂郡白川町河岐 <u>1</u> <u>705番地2</u>	(センターの名称等) 第4条 介護予防支援等を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 所在地 岐阜県加茂郡白川町河岐 <u>1</u> <u>645番地1</u>

附 則

この訓令は、令和8年1月13日から施行する。